

平成18年第1回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成18年4月21日 午前10時03分開会

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺田 和郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三村 由利子 君
3番	阿久津 則男 君	12番	松崎 信一 君
4番	桐原 健一 君	13番	小松崎 三夫 君
5番	飯村 吉伊 君	14番	鯉 淵 秀雄 君
6番	小林 祥宏 君	15番	根本 正典 君
7番	玉川 台俊 君	16番	阿久津 尚一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺田 和郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三村 由利子 君
3番	阿久津 則男 君	12番	松崎 信一 君
4番	桐原 健一 君	13番	小松崎 三夫 君
5番	飯村 吉伊 君	14番	鯉 淵 秀雄 君
6番	小林 祥宏 君	15番	根本 正典 君
7番	玉川 台俊 君	16番	阿久津 尚一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

助 役	岩 間 伸 博
教 育 長	三 村 亮 一
代 表 監 査 委 員	一 木 邦 彦
総 務 課 長	河 原 井 宗 蔵
企 画 財 政 課 長	加 藤 木 昭 博
税 務 課 長	加 倉 井 一 史
町 民 課 長	三 村 敏 男
保 険 課 長	盛 田 守
健 康 福 祉 課 長	松 本 秀 利
産 業 振 興 課 長	飯 田 修
都 市 建 設 課 長	小 林 修 一
下 水 道 課 長	阿 久 津 和 文
会 計 課 長 (収 入 役 職 務 代 理 者)	横 田 栄 子
水 道 課 長	松 崎 栄
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 洋 造
教 育 委 員 会 事 務 局 長	海 野 勝 美

1 . 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	田 上 勤
書 記	鯉 淵 和 己
書 記	桑 野 智 弘

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成 1 8 年 4 月 2 1 日 (金 曜 日)

午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 7 号 専決処分第 7 号の承認を求めることについて (城里町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 承認第 8 号 専決処分第 8 号の承認を求めることについて (城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

- 日程第 5 承認第 9 号 専決処分第 9 号の承認を求めることについて（平成17年度城里町一般会計補正予算第12号）
- 日程第 6 承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについて（平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第 5 号）
- 日程第 7 議案第30号 城里町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第31号 町道路線の廃止について
- 日程第 9 議案第32号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第33号 平成18年度城里町一般会計予算について
- 日程第11 議案第34号 平成18年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第35号 平成18年度城里町老人保健特別会計予算について
- 日程第13 議案第36号 平成18年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第37号 平成18年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第38号 平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第39号 平成18年度城里町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第40号 平成18年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第18 陳情第 1 号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情
- 日程第19 陳情第 2 号 「公契約法制定を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第20 陳情第 3 号 「医師確保と地域医療の充実を求める意見書」の採択を求める陳情書

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第 7 号
- 承認第 8 号
- 承認第 9 号
- 承認第10号
- 議案第30号
- 議案第31号
- 議案第32号
- 議案第33号
- 議案第34号
- 議案第35号
- 議案第36号
- 議案第37号
- 議案第38号

議案第39号
議案第40号
陳情第1号
陳情第2号
陳情第3号

午前10時03分開会

議長あいさつ

議長（小林 宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

平成18年第1回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、平成18年度当初予算などをご審議いただく重要な会議であります。

提出されました諸議案は、平成18年度予算及び専決処分のほか、条例の一部改正などあります。

住民福祉向上の視点からも、審議をお願いするものであります。

表彰状伝達式

議長（小林 宏君） 開会に先立ち、表彰状の伝達式を行います。

このたび、東茨城郡議会議長会から、阿久津尚一議員、根本正典議員、鯉淵秀雄議員、小松崎三夫議員、松崎信一議員に表彰状が贈られております。

伝達は、阿久津尚一議員、根本正典議員、鯉淵秀雄議員、小松崎三夫議員、松崎信一議員の順に伝達いたします。それでは、阿久津尚一議員から壇上にご登壇願います。

〔3番阿久津尚一君登壇〕

議長（小林 宏君）

表彰状

阿久津尚一殿

あなたは、議会議員として、地方自治の振興、発展に尽力された功績は、まことに多大であります。よって、記念品を贈り、これを表彰します。

平成18年1月19日

東茨城郡町村議会議長会会長 笹目雄一
（代読）

おめでとうございます。

〔表彰状授与・拍手〕

議長（小林 宏君）

表彰状

根本正典殿

以下同文でございます。

おめでとうございます。

〔表彰状授与・拍手〕

議長（小林 宏君）

表彰状

鯉淵秀雄殿

以下同文でございます。

おめでとうございます。

〔表彰状授与・拍手〕

議長（小林 宏君）

表彰状

小松崎三夫殿

以下同文でございます。

おめでとうございます。

〔表彰状授与・拍手〕

議長（小林 宏君）

表彰状

松崎信一殿

以下同文でございます。

おめでとうございます。

〔表彰状授与・拍手〕

議員の出欠

議長（小林 宏君） 続いて、出席議員数について報告いたします。

全員出席でございます。

開会の宣告

議長（小林 宏君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第1回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（小林 宏君） 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（小林 宏君） 日程に先立ちまして、議会事務局長より諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

〔議会事務局長田上 勤君登壇〕

議会事務局長（田上 勤君） 諸般の報告をさせていただきます。

3月分でございます。

3月23日、木曜日、正副議長就任あいさつ、郡内町村ほかでございます。正副議長が出席しております。

24日、金曜日でございます。城里町教育委員会委員任命式、常北公民館、議長出席でございます。

同じく24日、県道阿波山徳蔵線開通に伴う安全祈願、孫根平沢橋付近式場、議長出席でございます。

城里町交通安全対策協議会、コミュニティセンター城里で開催しております。議長出席でございます。

27日の月曜日、城里町農業委員会委員辞令交付式、コミュニティセンター城里、議長出席しております。

同じく27日、城里町農業委員会定期総会、コミュニティセンター城里、小松崎議員、飯村議員、南條議員出席しております。

28日、火曜日、例月出納検査、本庁舎3階委員会室、鯉淵議員出席しております。

29日、水曜日、高年者クラブ連合会芸能発表会、コミュニティセンター城里、議長出席しております。

30日の木曜日、水戸地方農業共済事務組合議会全員協議会定例会、茨城町の本所で開催されました。松崎議員、杉山議員、玉川議員出席しております。

同じく30日、城里町開発公社理事会、コミュニティセンター城里で、議長、鯉淵議員出席しております。

31日、金曜日でございます。議会広報委員会、本庁舎3階委員会室、議長ほか、広報委員出席しております。

教職員定期人事異動辞令交付式、コミュニティセンター城里、議長出席しております。

同じく、町職員の辞令交付式、コミュニティセンター城里で、議長が出席をしております。

以上でございます。

会議録署名議員の指名

議長（小林 宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第114条の規定により

4番 桐原健一君

5番 飯村吉伊君

6番 小林祥宏君

を指名いたします。

会期の決定

議長（小林 宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、議会運営委員長より報告を求めます。

14番鯉淵秀雄君。

〔議会運営委員長鯉淵秀雄君登壇〕

議会運営委員長（鯉淵秀雄君） 議会運営委員会を代表しまして、去る4月14日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果について意見を述べさせていただきます。

今定例会に提案されます承認4件、議案11件、陳情3件、報告2件の合わせて20件の審議件数並びに一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程どおり、本日から5月2日までの12日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から5月2日までの12日間とされるようご提案がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から5月2日までの12日間と決定しました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の

職、氏名はお手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

傍聴人はございません。

町長あいさつ

議長（小林 宏君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 本日は、平成18年第1回定例議会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろより町政運営等につきまして、ご協力を賜っておりますことを心から感謝を申し上げる次第であります。

また、ただいま東茨城郡議長会長より、長年の議会活動によりまして表彰を受けられました議員各位に、心からお喜びとお祝いを申し上げたいと思います。なお一層のご活躍をご期待申し上げる次第であります。

本定例議会に当たりましては、執行部より提案申し上げます議案は、承認4件、議案11件であります。慎重ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえます。

ありがとうございました。

平成18年度施政方針

議長（小林 宏君） これより、平成18年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の予算編成に当たり、町長の施政方針について、説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 平成18年度の施政方針について申し上げます。

平成18年第1回城里町議会定例会に当たり、提出いたしました議案の説明に先立ち、町政運営に関する所信の一端を申し上げます。

私は、昨年2月、町民皆様の温かいご支援をいただき、就任して1年2カ月が経過いたしました。城里町へ対する町民の方々の期待に思いをはせますと、改めて責任の重さに身の引き締まる思いがいたします。

本年も長引く景気低迷により、極めて厳しい財政状況の中ではありますが、それぞれの

地域の歴史的背景や風土を新町の町政に生かしていきながら、3町村の垣根を取り払い町民の融和を図り、城里町のまちづくりの理念であります「人と自然が響きあいともに輝く住みよいまち」を基本目標として、町民一人一人の声を大切に、町民参加・協働のまちづくりに全力で取り組んでまいる決意であります。議員各位を初め、町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今、世界的に見ますと、国家間の紛争、国際テロ、大規模災害、さらには貧困、感染症、環境悪化などが大きな脅威となっており、世界は変化と混迷の時代を迎えています。また、我が国の経済状況に目を転じますと、景気の回復が報道されているものの、定率減税の廃止や年金制度の不安など、国民一人一人がなかなか景気の実感できない状況にあります。このような中、人口の減少や高齢化による高齢人口の増加・労働人口の減少が、大きな問題となってきております。

国においては、国債残高が663兆円に達する厳しい財政状況の中、国の平成18年度の一般会計の予算規模は79兆6,860億円、対前年度比マイナス0.3%の伸び率となっております。

これらの中で、国が示した18年度の地方財政計画は、対前年度比0.7%の減額となっており、安定的財政運営に必要な一般財源総額につきましては、前年度比204億円増と前年度以上を確保しておりますが、地方交付税については、基本方針に基づき、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方歳出を見直し、抑制するなどの改革を行い、対前年度比5.9%の減額となり、交付税の不足を補う臨時財政対策債については、昨年を引き続き9.8%の減額となっており、地方財政にとっては、依然として厳しい状況にあります。

さらに、国は、本格的な地方分権を確立するため、「改革なくして成長なし」「民間にできることは民間に」「地方にできることは地方に」との方針のもと、政府金融改革、総人件費改革、医療制度改革、民間への業務開放・規制改革などを通じ、「小さくて効率的な政府」を実現するとともに、規制・金融・税制改革を実施するなど、各分野にわたる構造改革を断行しております。特に「国から地方へ」の方針は、三位一体改革の総仕上げとして、4兆7,000億円を上回る国庫補助負担額の改革、3兆円規模の税源移譲、地方交付税改革を確実に実現しようとしております。

地方は、大きな時代のうねりに埋没することなく、独自性を特化させ、自主自立の考え方を定着させながら、戦略的に施策を展開しなければなりません。まさに、今は正念場であり、簡素で効率的な行政を実現するため、今、地方自治体に求められているのは、地方自治のあり方や行政運営の手法などに対して抜本的な考え方の変革を求める意識の構造改革が必要となっております。

町民の皆様や議員各位、職員とともに行財政改革を中心とした重要な課題に対応するため、知恵を絞りみずから行動していかなければなりません。

これまでの制度や仕組みにとらわれることなく、大胆な改革を実現し、限られた財源の

中で効率的・効果的な住民サービスを提供することが求められており、サービスの肥大化を防ぎながら、重点的な分野への財源投入を図り、歳出の抑制を進め、さらに、歳入面では自主財源の積極的な確保を講じて、効率的で持続可能な行財政への転換を図ることが急務であります。

町においても、限られた財源の中で事務事業の厳選と職員の意識・行政改革を進め、また、効率的・効果的な予算配分で最大限の効果が発揮できるよう、執行体制の確立を図るとともに、行財政改革を喫緊の課題として取り組んでまいります。

次に、旧町村の建設・総合計画の施策の大綱に沿いながら、町の将来像を実現するため、5つの基本目標を設定しております。その主な施策について申し上げます。

第1は、「心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり」であります。

自然環境・景観の保全であります。緑に包まれた豊かな自然環境を後世にわたって保全し、まちづくりに活用していくため、居住環境と自然環境の調和する計画的な土地利用を推進します。

また、地域、家庭、学校、職場、野外活動の場などにおいて、環境美化運動を積極的に実施することにより、住民一人一人の環境に対する意識の高揚を図るとともに、地域の特性に即した環境保全対策の取り組みを推進します。

交通体系の整備であります。道路の整備については、町民が安全で快適な生活を営むために、地域活性化の根幹をなすものであり、期待も大きく早期の整備が求められているところであります。

町道の整備については、通勤・通学、防災上の利便性を考慮し、継続事業を中心として計画的に整備に努めてまいります。生活道路の維持においては、歩道の設置や段差解消、排水施設の整備など、安全で人に優しい道路整備に努めてまいります。

幹線道路については、新町の一体性を確保するとともに、国・県道を補完する幹線町道の整備を計画的に推進してまいります。

近隣の地域と広域的な道路ネットワークの拡充を図るため、国・県道のバイパスの整備、促進を図ります。

国道123号バイパスについては、石塚片山から坏小学校までの間は県において用地買収に着手しております。

また、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業である都市計画道路につきましては、石塚田町の国道123号線から石塚片山を通り県道日立笠間線まで、用地測量及び用地買収に着手したところであります。

県道については、桂地区の阿波山徳蔵線の路線延長区間において地元説明会が終了し、路線測量を実施しております。本年度は、地元地権者のご理解をいただき、用地買収に着手してまいります。

また、七会地区の町道徳蔵倉見線の早期完成を目指し、17年度より路線調査測量を実施

しておりますが、本年度から地権者の皆様のご協力をいただき、用地買収に着手してまいります。

交通対策については、高齢者などの生活の足の確保をするとともに、町内の公共交通機関空白地域を解消するため、既存の交通機関の一元化を図り、新たな公共交通システムを整備いたします。

上水道・簡易水道の整備であります。水道事業については、常北地区水道事業・桂地区水道事業の1会計2事業と、七会塩子地区簡易水道事業特別会計で運営をしております。

普及率は92%となっており、町民の多数が利用できるまで普及しておりますが、長期的な視野に立って給水体制の充実を図るため、施設の拡張・更新や各水道事業の統合整備等を推進し、清浄で安心できる良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

水道なくしては健康で豊かな生活も、さまざまな経済活動も営めないほど必要不可欠な社会基盤となっております。

また、継続事業であります統合簡易水道施設整備事業、さらに、水道未普及地域解消事業等国庫補助事業に着手し、未給水地域の解消に向けた整備を進め、普及率の向上に努めてまいります。

さらに、藤井川ダム再開発事業等の早期完成を要望し、安定した水源の確保により、都市化の進展や生活向上に伴い増大する水需要と、安心して利用できる信頼性の高い豊かな生活基盤を支える水道施設を目指してまいります。

下水道の整備であります。下水道は、私たちの日常生活において不可欠な施設であり、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、農業用水や公共用水域の水質を保全するためにも重要な事業です。

このため、平成3年度から那珂久慈流域関連公共下水道事業として、石塚地区の中心市街地48ヘクタールを整備し、さらに、事業認可面積を拡大し、現在、認可区域面積271ヘクタールの整備を進めており、平成17年度末までに、石塚、那珂西、下青山地区を含む162ヘクタールの区域が整備完了いたしました。

特定環境保全公共下水道事業については、粟・阿波山地区の全域及び上坏、下坏地区の一部が供用開始され、認可面積200ヘクタールに対し、180ヘクタールの区域が整備完了しております。本年度も引き続き認可区域を拡大し、整備区域の拡充を進めてまいります。

また、農村地域の生活環境整備を図るために進めている農業集落排水事業は、本年度は、上入野、常北青山、北方高久、孫根4地区施設の効率的な稼働を行うことにより、維持管理費の節減を図るとともに、古内地区の事業着手により、一層の環境の改善を目指します。

なお、未整備地区については、県や関係機関と連携を図り、地元住民の理解と協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

生活環境の整備であります。緑豊かな自然環境を生かした調和のとれたまちづくりを

進めるため、良好な生活環境づくりに向けて、公営住宅の改修、公園やポケットパークなどの整備を図り、良好な景観を備えた地域環境の場の提供や形成に努めてまいります。

環境対策の推進であります。循環型社会に対応した環境に優しいまちづくりを目指し、良好な環境を次の世代に引き継いでいくため、環境への負荷の少ない社会の構築、住民総参加による環境保全の推進を図ってまいります。

また、今日の環境問題の解決には、社会を構成するすべての主体が、それぞれの日常的な活動と環境との関係を認識することが重要であることから、住民、民間団体、事業者との協力連携のもとに、環境の保全を計画的に推進してまいります。

一般廃棄物処理事業につきましては、引き続き城北地方広域事務組合により現状を維持してまいります。

不法投棄や野外焼却の防止については、ボランティアUD監視員や警察等関係機関と連携して監視活動を展開し、住民や事業者へ未然防止に向けた普及啓発を行い、不法投棄防止対策を推進してまいります。

消防・救急・防災の推進であります。町民の生命財産を守り、安心・安全な生活を確保するため、消防防災体制の強化が必要です。平成17年については、建物火災15件を含め19件の火災が発生しました。事務委託をしている水戸市及び笠間市消防本部との連携の中で、平成19年4月稼働を目指した消防署所整備と事務委託一元化の円滑な移行に努めてまいります。あわせて、消防団員の規律教養訓練、水害を想定した水防演習や林野火災防衛演習への参加を通じ、消防力の向上に努めてまいります。

昨年は、福岡県西方沖地震や記録的な集中豪雨、列車事故など大規模な災害や事故が発生しました。災害発生時の迅速な初動体制確立と危機管理の対応に加え、新たに武力攻撃事態等を想定した国民保護計画の策定を進めます。さらに、防火クラブ等の自主防災組織の支援や事業所との災害時協力体制を推進し、地域防災力の向上を図ってまいります。

交通安全・防犯の推進であります。交通事故は、一瞬にしてとうとい命を奪う悲惨なものであり、深刻な社会問題となっております。

茨城県は、交通死亡事故多発県で、平成17年中の死亡事故者は278人を数え、全国ワースト6位という結果となっております。

本町は県内でも交通事故の少ない地域であります。昨年は2件の死亡事故が発生しており、年齢・性別を問わず重大な交通事故に遭遇する危険性のある社会情勢であります。

このような現状を踏まえ、自動車交通への依存が高まる中、より安全・円滑かつ快適な交通社会を実現するため、交通安全の推進について、警察など関係団体と連携を図り、街頭啓発、交通安全教室の開催などを通じ、住民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備に努めてまいります。

防犯については、近年の犯罪状況を踏まえ、防犯灯の整備を進めるとともに、警察や防犯連絡員など、関係機関や住民相互の連携のもと、地域ぐるみの防犯体制の充実や防犯意

識の啓発に努めてまいります。

情報通信網の整備・充実であります。情報通信網の整備についてであります。公共施設などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークについては、整備を終えております。

今後は、民間事業者への働きかけ、町内全域の高速通信環境の整備を目指し、また、携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差を是正することにより、地域住民の利便性の向上や社会経済活動の活性化を図ってまいります。

第2は、「ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり」であります。

保健・医療の充実であります。本町においても悪性新生物、脳血管疾患、心疾患の三大生活習慣病が死亡原因の上位を占めています。健康づくり事業については、生活習慣病等の発病予防に重点を置き、若年層から健康づくりに取り組んでまいります。

また、介護保険の制度改正に伴い、65歳以上の方の健診が介護予防の視点で行う健診に変わることから、今後も健康診査の受診勧奨、健康教室や健康相談の開催、保健福祉センターの積極的な活用を図り、町民みずから健康を管理する習慣をつくるための取り組みと意識の高揚を図ってまいります。

医療福祉事業は、社会的及び経済的負担の大きい乳幼児、父子・母子家庭、重度心身障害者、妊産婦等の医療に係る負担の軽減を図ることを目的とした県の単独事業であります。

本町におきましては、少子化対策の一環として、合併時より町単独事業であります医療費の無料化の対象年齢を小学校卒業までの児童を対象に行ってまいりましたが、新年度も継続して児童医療の充実を図ってまいります。

高齢者福祉の充実であります。長寿化した人生を健康で生き生きと過ごすことのできる社会の実現を目指すためには、高齢者一人一人が、みずからの意思による選択に基づいて自立した生活を営めるよう、また、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の保健福祉を初めとする諸施策の充実を図る必要があります。

特に、認知症や寝たきりになるなど、介護を必要とする者が増加している状況にあり、これらの問題に対して支援するとともに、高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送れることを基本として、城里町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行いました。

計画を踏まえて、高齢者の社会参加を促進するため、長年にわたって培ってきた知識や経験を生かし、社会参加を目的として設立されているシルバー人材センターの運営、高齢者の健康管理と安否確認のための配食サービスの充実、地域福祉の意識を高めるためにボランティアの育成、中学生と高齢者のヘルパー養成等を推進し、効果的な在宅高齢者保健福祉事業を図ってまいります。

子育て支援の充実であります。近年の出生率の低下、核家族化の進行、女性の社会進

出等により、子供を産み育てる環境が大きく変化している現状があります。新たな対応が求められている子育て不安の解消や児童虐待防止対策等に取り組む必要があります。

これらのことから、今後も妊産婦及び乳幼児に関する一貫した母子保健事業を展開し、育児に関する適切な情報の提供や指導、健やかに子供を産み育てることができるための環境整備に取り組んでまいります。

子育て中の親子の育児支援として、地域子育てセンターを拠点に、育児不安の解消と親子の交流を支援してまいります。

また、昼間、保護者のいない家庭を支援し、児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業を引き続き実施し、事業の充実に努めてまいります。

子育て不安やいじめ、不登校、非行など、複雑・多様化する児童育成問題に対応するため、地域協力委員や民生委員、児童委員、学校等関係機関との連携を密にし、問題解決に努めてまいります。

保育事業につきましては、公立保育所2園、民間保育所3園に委託を行い、保育サービス支援事業を実施し、また、特別保育事業で、延長保育、一時保育、乳児保育、保育所地域活動、障害児保育を実施し、保育事業の充実に努めてまいります。

なお、急激な少子化の進行による社会経済の影響を避けるため、さまざまな少子化対応施策を推進してきましたが、平成15年度に施行されました次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画の推進を図ってまいります。

また、本年度より町単独事業として、城里町次世代育成支援金制度を創設し、次世代を担う子供たちが心身ともに健やかに成長できるように、次世代育成支援金の支給を行い、家庭における生活の安定と幸せな地域づくりを進めてまいります。

障害者福祉の充実であります。障害のある人が障害のない人と同じように生活し、主体性を持って地域の一員として行動することが重要であり、本年4月に施行される障害者自立支援法に基づき、障害者福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制の確立に関する計画を策定するとともに、障害者施策の再構築や各種サービスの見直し等により、障害者福祉の充実に努めてまいります。

また、障害者福祉ワークス運営事業においては、作業訓練・生活訓練等を実施しておるところであり、難病患者等居宅生活支援事業につきましても積極的に展開してまいります。

地域福祉の充実であります。急速な少子・高齢化の到来、生活意識や価値観の変化などにより、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、町民のニーズはますます高度化・多様化し、福祉施策の一層の推進や新たな施策の展開が求められております。

地域における福祉サービスの適切な利用を推進し、高齢者や障害者を初め、だれもが家庭や地域で安心して暮らすことのできる社会の実現のために、行政などの福祉サービスに頼ることなく、町民自身の努力やお互いに支え、助け合っていくことの重要性が増してきております。

特に、心の支えを必要としている人に対する日常的援助など、きめ細かな対応をしていくためには、町民一人一人が地域福祉の担い手として主体的に活動していくことが必要であります。

こうした支え合い活動を活発化させるために、町民みずからが福祉に関心を持ち、理解を深めるとともに、町民同士の交流により連帯意識をはぐくんでいく必要があります。

これらを基本とした地域福祉計画を策定し、地域コミュニティづくりを推進してまいります。

社会保障制度の充実であります。国民健康保険制度、老人保健制度、介護保険制度などの社会保障制度については、制度の周知を促進し、保険税の賦課や収納率の向上及び医療費などの適正化を図るとともに、基盤を充実させ、安定した運営に努めてまいります。

第3は、「豊かな地域資源を活かした魅力と活力にあふれるまちづくり」であります。

農林業の振興であります。農業は、本町の基幹産業として重要な位置を占めており、米・園芸・野菜・果樹・麦・大豆・林産物・茶・畜産を主体とした営農が展開されてきましたが、近年、都市化の進展、農産物の価格低迷とともに、基幹労働力、若年労働力は他産業に流出し、兼業農家が増加しております。

このため、農業従事者の高齢化、担い手不足などが生じ、耕作放棄地の増加により、耕地利用率や農業粗生産額の低下に歯どめがかからない状況にあります。

このような状況の中、条件の悪い谷津田等の地域に対し、中山間地域等直接支払制度を引き続き活用し、農地の保全に努めてまいります。

さらに、今年度は、地域資源を生かした都市との滞在型交流を目指す取り組みとして、グリーンツーリズム事業も推進してまいります。

また、米政策改革については、平成16年度より米の生産調整を中心とした政策から、米づくりの本来あるべき姿の実現に向けた政策への転換として推進してきました水田農業構造改革対策も3年目となり、ことしも地域水田農業ビジョンにより推進するとともに、平成17年度国から示された新たな食料・農業・農村基本計画に基づく経営所得安定対策等大綱は、地域農業の担い手を中心とする農業構造改革を取り組んでおり、町としても農協を初め、関係機関が一体となり、農家等への説明会を開催しつつ、理解と協力を得ながら推進してまいります。

さらに、生産基盤の整備では、農業の省力化と土地利用の効率化を図るため、那珂川沿岸農業水利事業の早期完成を国・県など関係機関に働きかけると同時に、畑地基盤整備や農道整備を計画的に進め、大型農業機械による生産性の向上や生産物の搬出搬入の合理化を図ってまいります。

次に、畜産については、和牛や酪農・豚・ブロイラー・鶏卵の生産環境は、肉・乳製品の輸入自由化や生産者の高齢化等により厳しくなっております。牛海綿状脳症・鳥インフルエンザの発生に端を発し、食肉の虚偽表示の発覚等により、肉の消費が大幅に減少し、

肉の価格下落が生産農家に大きな打撃を与えておりましたが、ここにきてようやく価格が安定してまいりました。

これからも、家畜伝染病に注意を払い、各種防疫対策事業を実施します。

また、黒毛和牛についても、資質のすぐれた素牛の導入事業として、肉用牛特別導入を関係機関と一体となって推進し、畜産振興を図ってまいります。

続いて、林業の振興についてですが、安価な外材の輸入などにより厳しいものがありますが、森林は災害防止、水資源の涵養など、自然環境を維持するために大切な機能を有し、ゆとりと安らぎを与えてくれるものであります。

このため、植林事業の重要性や緑化運動の普及啓蒙を図るとともに、森林組合等と連携をしながら林業振興に努めてまいります。

また、特用林産物については、海外からの輸入により価格の下落が懸念されており、生産組織の強化を図るため補助事業を導入し、生産コストを低減した安定的な生産が行われるよう推進してまいります。

商工業の振興であります。長引く景気低迷の中であって、小売業者を取り巻く環境は、大型量販店の進出や価格競争の激化、また、商圈の広範囲化等、極めて厳しい状況にあります。

このような環境の中で、経営基盤の弱い小規模事業者が活力を維持し、さらに発展をしていくためには、自助努力はもちろんであります。自己意識の改革を強く求めていかなければなりません。

そのためには、商工会を中心とした会員相互の連帯意識の高揚と、商工会の組織及び活動強化のため、引き続き助成してまいります。

また、中小企業事業資金に対する利子の補給を引き続き行ってまいります。

さらに、地域雇用創造支援事業の創設による新規創業者の支援・雇用の拡大を図ってまいります。

次に、工業の振興であります。現在の経済状況下では、企業の投資意欲に期待はできませんが、企業誘致につきましては、雇用の場の提供、町民所得の向上、消費人口の増加等が期待できますので、町の活性化を図るため、引き続き関係機関等との連携を図りながら、優良企業の誘致に努めてまいります。

また、進出企業及び用地提供者に対しては、今後も企業立地奨励金を交付してまいります。

観光・レクリエーションの振興であります。豊かな自然を生かした「ふれあいの里」「うぐいすの里」「山びこの郷」は、本町の観光の核として重要な位置づけとなっておりますが、利用者は年々減少傾向にあります。

今年度からは、指定管理者制度を導入し、指定管理者による各種イベント・体験教室等を実施しながら3施設を一体化した管理を行い、効果的・効率的な運営を図ってまいります。

す。

直売施設についても、指定管理者制度を導入し、効果的・効率的な運営を図り、産業振興の観点からPRに努め、利用客の増を図ってまいります。

また、健康増進施設「ホロルの湯」についても、指定管理者制度を導入し、民間業者のノウハウを活用し、多様化する住民ニーズにこたえ、サービスの質的向上と効果的・効率的な運営によるコスト削減を目指し、町民の利用促進に積極的なPRを図ってまいります。

観光協会については、県立自然公園御前山観光協会が解散し、今年度から城里町観光協会を設立し、自然公園の保護管理、イベントの開催及びPR等を実施してまいります。

第4は、「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にすまちづくり」であります。

幼児教育・学校教育の充実であります。幼児教育については、少子化の中、子育てを支援する社会づくりが重要となっていることから、地域、家庭と連携した教育の推進と幼稚園、保育所との連携等により教育環境の充実に努めてまいります。

学校教育については、価値観の多様化による先進的な教育ニーズが高まる中、次代を担う子供たちの確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を育成することが求められています。

そのため、基礎的学力をつける学習指導の充実はもとより、人権、環境、福祉、情報、郷土、ボランティアなどの今日的テーマを積極的に取り入れた総合的な学習を推進するとともに、外国人による英会話指導など、国際理解教育に取り組んでまいります。

また、学校週5日制やいじめ、不登校などの課題に対応するため、学校、家庭、地域との連携強化を図り、地域に開かれた魅力ある学校づくりに努めてまいります。

小・中学校の教育関連施設については、小松小学校屋内運動場の改築など、安全でゆとりある教育環境が維持できるよう整備に努めてまいります。

また、地域によっては、近年児童数が減少し、複式学級の学校もあることから、子供たちが多くの仲間の中で切磋琢磨し成長できるよう、適度な教育環境の確保に努めるために、小学校の再編成の検討を進めてまいります。

学校給食については、食の教育や地産地消の視点に立ち、地域で生産される有機米やアイガモ米、野菜などの食材の利用に努めてまいります。

生涯教育・生涯スポーツの推進であります。生涯学習・生涯スポーツについては、人生80年時代を迎え、また、社会が複雑・多様化する中、余暇時間の活用の重要性の高まりやニーズの多様化を踏まえ、住民一人一人が、それぞれの年代や生活様式に応じて、自由に学び、楽しみ、その成果がまちづくりに反映されるよう、仕組みづくりに努めてまいります。

そのため、生涯学習推進大綱を策定し、各種講座・事業のメニュー・質の充実や自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実を図るなど、体系的・総合的な事業推進に努める

とともに、各地域の住民の交流を促進してまいります。

また、地域における自主的な活動の活性化を図るとともに、コミュニティセンターや各地域の公民館、トレーニングセンターや運動公園などの生涯学習施設や各種運動施設の整備・充実に努めます。

図書施設については、図書館を中心に、各地区にある図書室との連携を図りながら、図書・資料の充実に努め、利用しやすい学習拠点としての機能の充実に努めてまいります。

また、学習機会や各種講習会、施設を住民が利用するときなど、必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報紙やホームページ等による情報提供の充実に努めてまいります。

今年度から、町内の小学校6年生を対象に、城里町ふれあいの船事業を実施し、北海道の雄大な自然の中での活動や、船を利用した集団活動を通して、相互の心の触れ合いや自然との触れ合いを深めるとともに、通常の学校生活では得られない貴重な体験を通し、心身ともに調和ある人間形成を図ってまいります。

芸術・文化の振興であります。住民の速やかな一体性を確保し、住民一人一人が町に誇りと愛情が持てるようにするには、各地域で行われている芸術・文化活動や古くから残されている文化財を理解し、それを伝承していくとともに、町として文化の薫りの高いまちづくりを進めていくことが重要であります。

そのため、地域、家庭、学校間の連携・交流を深め、各地域の自然・歴史・伝統・文化に触れることで関心や理解を深め、人と人のつながりを大切にする施策を推進してまいります。

芸術・文化については、コミュニティセンターや公民館を活用した多様な事業の展開を図るとともに、住民の自主的・創造的な芸術文化活動の支援を図り、芸術祭や各種の行事を通し、住民各層が広く芸術文化に親しみ、心豊かな生活が送れるような環境整備に努めてまいります。

町には、史跡及び遺跡、彫刻、工芸品など、有形・無形の文化財が数多く存在します。

そのため、文化財保護計画を策定し、計画的に文化財の保護・活用を図るとともに、情報冊子やインターネットなどの各種媒体による情報を発信し、広く住民に理解を求め、保存と継承に努めてまいります。

第5は、「住民と行政がともに手を取りあう開かれたまちづくり」であります。

住民主体のまちづくりの推進であります。地方分権が進展する中、複雑化・多様化する行政課題を解決し、活力ある地域づくりを進めるためには、住民と行政がともに行動する協働によるまちづくりを進めていく必要があります。自治意識の高揚に努め、各種施策への住民参画の拡充や地域コミュニティ・自治組織の振興を図ります。

また、町の広報紙やホームページなど、多様な広報媒体を用いて町政状況を積極的に町民に広報・公開するとともに、行政懇談会やアンケートなどの機会をとらえて、町民の声を町政運営に生かすよう広報・広聴活動の充実に努めます。

また、輝かしい城里町の将来あるべき姿として、町民の希望と要求や、町民として守るべき基準と約束を示した合言葉である町民憲章を制定いたします。

さらに、町民にいつまでも親しみ愛される城里町の象徴として、町の花・木・鳥も制定いたします。

多様な交流の推進であります。交通機関の発達や情報化の進展などにより、地域間交流や国際交流が活発になっている中、多様な交流を進めることは、郷土を再認識し愛着を育てるとともに、地域の文化・産業など地域振興を図る上で重要であります。

これまで旧町村で実施してきました国際間や地域間の人や物及び情報の交流活動を、城里町においても推進してまいります。

また、合併を機に、地域住民が早期に新町としての一体性を確保できるよう、また、全町的なイベントなどへの積極的な参加に配慮するとともに、各地域に設置された余暇活動施設等の機能を活用し、各地域間の交流、世代間の交流、さらに他地域との交流を積極的に推進してまいります。

人権尊重の推進であります。家庭、職場、地域等において、女性、子供、高齢者、障害者、外国人などに対する人権問題が大きな社会問題となっている中、町民一人一人が人権に対する正しい理解と認識を深め、尊重し合うことが重要となっております。

そのため、関係機関との連携のもと、国の人権教育・啓発に関する基本計画に基づき、学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともに、あらゆる機会をとらえ、啓発活動の推進を図り、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上に努めてまいります。

国においては、男女雇用機会均等法などの法整備が進み、女性が職場に比較的進出しやすくなったことと、また、女性の社会的地位の向上などもあり、職場を初め、地域や社会の各分野において、女性の果たす役割が大きくなっています。その一方で、いまだ地域に残る性別による固定的役割分担意識や社会的価値観、慣習などによって、女性の社会的活動が制約されてきた状況があります。

このような中、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の形成を図ることが重要であります。

そこで、男女が協働して未来をつくり上げる総合的な取り組みを進めるため、城里町男女共同参画プランを策定いたします。

行財政運営の合理化・効率化であります。行政運営に当たっては、地方分権の進展や住民ニーズの高度化・多様化に対応するため、各種施策の総合的な推進や合併に伴う各種事業の一元化を通じ、事務事業の見直しを進め、行政サービスの水準に地域間格差が生じないよう整備を図ってまいります。

また、財政運営に当たっては、交付税や国庫補助金、税財源のあり方が三位一体の改革により見直しが図られている中、地方交付税などの削減により、依然として厳しい状況が

続くことが想定されます。

このため、中長期的な財政計画のもと、施策の重要度や費用対効果といった視点のもと、財源の重点配分を図るとともに、自主財源の確保に努め、合理的・効率的な財政運営に努めてまいります。

さらに、こうした行財政の運営を適正に管理・推進するため、総合計画を策定し、計画的・総合的な行財政の運営に努めてまいります。

以上、平成18年度における主要な施策の概要についてご説明いたしました。

18年度予算編成につきましては、17年度にも増して厳しい状況であり、引き続き国の三位一体改革により、各種補助金が削減・廃止され、扶助費などの義務的経費が増大し、各特別会計への繰出金については、前年度当初比で8.5%の増となっております。歳入については、町税等の増収が見込めないことから、各基金の取り崩しを行い、一般財源の不足を補いました。

本年度の一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり98億6,000万円で、前年度当初比4.9%の増となっております。

国民健康保険特別会計（事業勘定）について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える基盤の役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は、被保険者の高齢化等の急速な進展や疾病構造の変化による医療費の増高、加えて長引く経済低迷による被保険者の負担能力の低下など、大変厳しい財政状況にあります。

また、平成14年10月の制度改正により、老人保健の該当年齢が75歳となり、70歳から75歳までを前期高齢者として国民健康保険で医療給付を行うこととなり、平成19年度までは人数が増加する一方であり、老人医療費負担も国保財政を圧迫しつつあります。

このような状況の中、生活の基本である町民の健康維持・増進のため、医療費の適正化、国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。

予算編成につきましては、国・県の予算編成方針に基づき編成いたしましたが、特に医療費の動向が国保財政を大きく左右しますので、これらの動向を見きわめながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり19億5,232万円で、前年度当初比2.6%の増となっております。

国民健康保険特別会計（施設勘定）について申し上げます。

施設勘定においては、少子・高齢化社会の急速な進展や地域住民の多様な医療ニーズに対応すべく、国保診療所を沢山診療所、七会診療所の2カ所にそれぞれ医科・歯科施設を設置し、保健、医療、福祉との連携を図りながら、予防と治療の一体化、地域住民の医療の確保と健康の保持増進を目指し、運営を行っているところであります。

しかしながら、国保診療所の財政運営は、一般会計から毎年1億円を超える繰入金で収支を保っている状況であり、国保運営協議会からも「時期を見て入院施設を廃止」との答申をいただいているところであり、今後十分に検討してまいりたいと考えております。

また、僻地あるいは医療機関不足地域における医療機関として、国保診療所の役割と使命が果たせるよう検討しながら、関係機関との連携を密にし、効率的な運営と健全な運営を目指した予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり5億3,066万5,000円で、前年度当初比0.6%の減となっております。

老人保健特別会計について申し上げます。

老人医療費は、急速な高齢化の進展の中で増大し続けており、その国民医療費全体に占める割合は、年々上昇する傾向にあります。

このような状況を踏まえ、現役世代の負担が過重なものとならないよう、老人医療費の適正化を図っていくことが重要になっております。

住民の健康に関する意識の向上等、保健事業との連携並びに受給者に対する広報活動等を徹底し、円滑な事業運営に努めてまいります。

予算編成につきましては、国・県の予算編成方針に基づき編成いたしました。今後の医療制度の改革が医療費の動向にどのような影響を及ぼすかを見きわめながら、予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり21億4,439万2,000円で、前年度当初比4.9%の減となっております。

介護保険特別会計保険事業勘定について申し上げます。

平成12年度から始まった介護保険制度の抜本的改革に伴い、昨年度において高齢者の健康づくりや介護予防の推進、地域ケア体制の確立を進めるための指針として高齢者保険福祉計画及び介護保険事業計画（第3期）を策定しました。要支援、要介護1の軽度認定者の急増や介護認定者の増大、また、団塊の世代の高齢化により介護需要が増大するといった将来予測などの課題に対応するため、新たな介護予防や地域ケアの推進、施設サービスの見直しを進めていくこととしております。

予算編成につきましては、介護給付費の伸びや新予防給付事業の実施などを踏まえた予算となっております。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり11億2,612万5,000円で、前年度当初比68.5%の増となっております。

介護保険特別会計介護サービス事業勘定について申し上げます。

高齢者のさまざまな相談に対応するため地域包括支援センターを設置し、介護予防給付サービス計画費策定に係る予算について計上したものであり、予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり1,020万円となっております。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業は、事業認可区域271ヘクタールを年次計画に基づき、石塚、那珂西地区について、工費の節減に努めながら污水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

特定環境保全公共下水道事業については、事業認可区域200ヘクタールを年次計画に基づき、坏地区について工費の節減に努めながら污水管渠工事を進め、完了を目指し、順次供用を開始するとともに、さらに、事業計画区域を今年度拡大し、普及率向上を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり10億1,905万2,000円で、前年度当初比13.7%の減となっております。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水処理施設は、現在、上入野、常北青山、北方高久、孫根地区が順調に稼働しておりますが、施設の効率的な稼働を目指し、経費の節減を図ってまいります。

また、古内地区農業集落排水事業を進め、農業集落における生活環境の整備を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり3億2,483万円で、前年度当初比52.6%の増となっております。

簡易水道事業特別会計について申し上げます。

簡易水道事業特別会計予算については、施設の維持管理が主なもので、歳入歳出とも別冊予算書のとおり5,811万円となっております。

水道事業会計について申し上げます。

統合簡易水道施設整備事業の整備計画は、常北地区石塚浄水場系では、水質管理計器を設置し、水質基準に対応していくとともに、松山下取水場から取水する水利権取得のため、県に対して藤井川ダム再開発事業の建設負担金を負担いたします。

小松浄水場系では、増井地区から磯野地区までの配水管新設を進めてまいります。この統合簡易水道施設事業が完成いたしますと、長期的及び安定的な水源確保により、給水区域全域に安定した水圧と、良質な水道水の供給が図られることとなります。

桂地区は、鷹匠橋の水道管布設がえ、岩船浄水場等のポンプ更新を進めてまいります。

水道未普及地域解消事業の整備計画は、送水施設・配水管の新設を進めてまいります。

また、城里町水道事業基本計画等の作成を進めてまいります。

さらに、水道事業の運営及び水道施設の維持管理につきましては、公営企業の基本原則を堅持しながら、給水サービスの一層の向上に努めてまいります。

予算総額は、別冊予算書のとおり、収益的収入及び支出は5億4,242万円であります。

資本的収入は4億1,908万円で、支出は5億7,934万4,000円であります。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げます。

本年度の一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました平成18年度城里町予算総額は181億4,745万8,000円となります。

執行に当たりましては、役職員一丸となって、町民の福祉増進と活力ある元気なまちづくりのために全力を尽くし、町民の期待と信頼にこたえる決意であります。

議員各位を初め、町民皆様のご理解と、なお一層のご協力を心からお願い申し上げます。

承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）

承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて（平成17年度城里町一般会計補正予算第12号）

承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについて（平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号）

議長（小林 宏君） 日程第3、承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）ないし日程第6、承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについて（平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 平成18年第1回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

承認第7号から承認第10号までの専決処分についてご説明申し上げます。

まず、承認第7号 専決処分第7号城里町税条例の一部を改正する条例についてであります。国において、地方税法の一部が改正され施行されたことに伴い、町税条例を一部改正し施行したものです。

主な改正点は、個人住民税の所得割部分を10%の比例税率化、定率減税の廃止及び地震保険料控除の創設がされたものです。

固定資産税においては、既存住宅について耐震改修促進税制の創設がされたものです。

たばこ税においては、税率を引き上げたものです。

次に、承認第8号 専決処分第8号城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてありますが、国において、国民健康保険法施行令の一部が改正され、4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正し施行したものです。

主な改正点は、介護納付金課税額の限度額を9万円に、国民健康保険税の算定の際に、特別控除を適用するよう改正したものです。

次に、承認第9号 専決処分第9号平成17年度城里町一般会計補正予算第12号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,967万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ96億6,430万5,000円としたものです。

歳入では、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金、財産収入、諸収入及び繰入金を追加し、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、使用料及び手数料及び町債を減額したものです。

歳出では、議会費、総務費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費及び公債費を減額したものです。

債務負担行為の補正では、負担金の限度額を変更したものです。

次に、承認第10号 専決処分第10号平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号の承認を求めることについてであります。既存の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,416万2,000円としたものです。

歳入では、繰入金を減額したものです。

歳出では、農業集落排水事業費を減額したものです。

よろしく願いをいたします。

議案第30号 城里町情報公開条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第7、議案第30号 城里町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第30号 城里町情報公開条例の一部を改正する条例についてであります。合併前の旧町村の公文書についても情報公開の請求に対応できるよう改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議案第31号 町道路線の廃止について

議長（小林 宏君） 次に、日程第 8、議案第31号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第31号 町道路線の廃止についてであります。まず、大字石塚地内町道1008号線及び町道1010号線については、123号線バイパス事業に伴い、大字上泉地内町道1044号線ほか5線路については、河川区域内堤防改修工事が終了したことに伴い、大字上青山地内町道2050号線については、道路改良が完了したことに伴い、さらに、大字錫高野地内町道8 - 1123号線については、日本自動車研究所への町道が完成したことに伴い、それぞれ廃止するものです。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 3 2 号 町道路線の認定について

議長（小林 宏君） 次に、日程第 9、議案第32号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第32号 町道路線の認定についてであります。大字石塚地内の町道1008号線及び町道1010号線については、123号線バイパス事業に伴い、大字上泉地内町道1044号線ほか6路線については、河川区域内堤防改修の終了に伴い、大字那珂西地内町道1515号線ほか4路線及び大字石塚地内町道2381号線については、民間による住宅団地開発に伴い、大字上青山地内町道2050号線、大字上入野地内町道2380号線及び大字上坏地内町道8 - 0210号線については、道路改良に伴い、さらに、大字錫高野地内町道8 - 1123号線及び8 - 1159号線については、日本自動車研究所への町道が完成したことに伴い、それぞれ認定するものです。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 3 3 号 平成 1 8 年度城里町一般会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第10、議案第33号 平成18年度城里町一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第33号 平成18年度城里町一般会計予算についてであります
が、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ98億6,000万円で、前年対比4.9%の増であります。厳
しい財政環境の中での予算編成ではありますが、予算の執行に当たりましては、町民の福
祉の向上と活力あるまちづくりのため全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまい
る決意であります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議案第34号 平成18年度城里町国民健康保険特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第11、議案第34号 平成18年度城里町国民健康保険特
別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第34号 平成18年度城里町国民健康保険特別会計予算につ
いてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりで
あります。

予算の総額は、事業勘定で前年対比2.6%の増で、歳入歳出それぞれ19億5,232万円で
あります。

次に、施設勘定で前年対比0.6%の減で、歳入歳出それぞれ5億3,066万5,000円であ
ります。

予算の執行に当たりましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び
保険事業の充実に全力を傾注し、施設勘定においては診療所の運営を円滑に実施し、町民
の公衆衛生の向上及び増産に寄与してまいらる決意でございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議案第35号 平成18年度城里町老人保健特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第12、議案第35号 平成18年度城里町老人保健特別
会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第35号 平成18年度城里町老人保健特別会計予算であります
が、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、前年対比4.9%の減で、歳入歳出それぞれ21億4,439万2,000円でありま
す。

予算の執行に当たりましては、町民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を
図ることに全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議案第36号 平成18年度城里町介護保険特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第13、議案第36号 平成18年度城里町介護保険特別
会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第36号 平成18年度城里町介護保険特別会計予算でありま
す。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、保険事業勘定で前年対比68.5%の増で、歳入歳出それぞれ11億2,612万
5,000円であります。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、前年対比皆増の歳入歳出1,020万円であ
ります。

予算の執行に当たりましては、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により
要介護状態になった方を、共同連帯の理念に基づいた適切な介護保険給付の提供を実施す
るとともに、要支援、要介護1の軽度認定者に対しても、新予防給付事業等を実施してま
いります。

また、サービス事業勘定におきましては、適切な介護予防給付サービス計画が策定され
るよう、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議案第37号 平成18年度城里町公共下水道事業特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第14、議案第37号 平成18年度城里町公共下水道事業
特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第37号 平成18年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,905万2,000円で、前年対比13.7%の減であります。

予算の執行に当たりましては、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議案第38号 平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第15、議案第38号 平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第38号 平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,483万円で、前年対比52.6%の増であります。

予算の執行に当たりましては、農業集落における生活環境の整備及び公共用水域の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議案第39号 平成18年度城里町簡易水道事業特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第16、議案第39号 平成18年度城里町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第39号 平成18年度城里町簡易水道事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりで

あります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,811万円で、前年対比2.3%の減であります。

予算の執行につきましては、七会塩子地区簡易水道事業の施設の維持管理及び公衆衛生の向上と生活環境の改善のため全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意でございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議案第40号 平成18年度城里町水道事業会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第17、議案第40号 平成18年度城里町水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第40号 平成18年度城里町水道事業会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

収益的収入及び支出でそれぞれ5億4,242万円、資本的収入で4億1,908万円、資本的支出を5億7,934万4,000円であります。

予算の執行につきましては、清浄にして豊富な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善のため全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意でございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（小林 宏君） ここで、午後1時まで暫時休憩といたします。

午前11時42分休憩

午後 零時58分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質 疑

議長（小林 宏君） これより議案の質疑に入ります。

初めに、承認第7号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、承認第8号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、承認第9号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、承認第10号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第30号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第31号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第32号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第33号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第34号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第35号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第36号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第37号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第38号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第39号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第40号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置・付託

議長（小林 宏君） 続いて、日程第10、議案第33号ないし日程第17、議案第40号の以上8件についてお諮りいたします。

議案第33号 平成18年度城里町一般会計予算についてないし議案第40号 平成18年度城里町水道事業会計予算については、地方自治法第110条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により、予算特別委員会を設置し、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、予算特別委員会に付託し、会期中に審査をしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号ないし議案第40号については、議案付託表のとおり予算特別委員会

に付託し、所管常任委員会ごとに審議することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中にただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を、議員控室においてお願いいたします。

午後 1時03分休憩

午後 1時13分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会委員の選任

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長において次の諸君をご指名申し上げます。

17番小唄 孝議員、16番阿久津尚一議員、15番根本正典議員、14番鯉淵秀雄議員、13番小松崎三夫議員、12番松崎信一議員、11番三村由利子議員、10番寺田和郎議員、9番杉山 清議員、8番南條 治議員、7番玉川台俊議員、6番小林祥宏議員、5番飯村吉伊議員、4番桐原健一議員、3番阿久津則男議員、2番関 誠一郎議員、1番河原井大介議員の17名の諸君を予算特別委員会委員にご指名申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上17名の諸君を予算特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきます。

午後 1時15分休憩

午後 1時15分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会正副委員長の報告

議長（小林 宏君） 休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告いたします。

委員長に阿久津尚一君、副委員長に小松崎三夫君が選任されましたので、ご報告いたします。

陳情第1号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情

陳情第2号 「公契約法制定を求める意見書」の採択を求める陳情書

陳情第3号 「医師確保と地域医療の充実を求める意見書」の採択を求める陳情書

議長（小林 宏君） 次に、日程第18、陳情第1号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情ないし日程第20、陳情第3号 「医師確保と地域医療の充実を求める意見書」の採択を求める陳情書の以上3件の陳情の取り扱いについて、議会運営委員長よりご意見を賜りたいと思います。

14番鯉淵秀雄君。

〔議会運営委員長鯉淵秀雄君登壇〕

議会運営委員長（鯉淵秀雄君） 議会運営委員会を代表して、去る4月14日に開催いたしました議会運営委員会において、議長より諮問のありました今期定例会に提案されます陳情3件についての取り扱いについて協議しましたので、意見を述べさせていただきます。

陳情3件は、いずれも慎重に審査する必要があることから、陳情第1号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情、陳情第2号 「公契約法制定を求める意見書」の採択を求める陳情書の2件については総務常任委員会へ付託し、また、陳情第3号 「医師確保と地域医療の充実を求める意見書」の採択を求める陳情書は教育民生常任委員会へ付託することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） ここでお諮りいたします。

陳情3件の付託先については、ただいま議会運営委員長の発言どおり、陳情第1号ないし陳情第2号については総務常任委員会へ、陳情第3号については教育民生常任委員会へ付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情3件については、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

散会の宣告

議長（小林 宏君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日22日から27日までの6日間は休会ではありますが、24日から26日までの3日間は、常任委員会の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

また、次の本会議は28日、午前10時に本議場において開催し、一般質問から入ります。午前9時50分までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 1時20分散会